

# 川内原発「パブコメ」意見書こう！

～稼働しながら設置変更許可審査を許すな！

～免震重要棟無しの稼働を許すな！

～全原発のイチエフ教訓無視の免震重要棟回避を糾弾！

～「パブコメ」意見を書いて規制委を責めよう！

**締め切りは12月30日**

2016年12月23日 再稼働阻止全国ネットワーク 事務局

TEL 070-6650-5549 FAX 03-3238-0797 (たんぼぼ舎気付)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-6-2ダイナミックビル5F

## I 原子力規制委員会に対する私たちの主張

私たちは、原子力規制委員会の発足後、次のことを主張してきました。

- 1 原子力規制委員会は再稼働推進委員会である。
- 2 「新規制基準」は既存の原発を再稼働させる為の緩やかに過ぎ合理性を欠く基準であり、「世界最低水準」である。
- 3 川内原発の適合性審査は、「国民」の懸念や多くの専門家の指摘を無視して、規制委員会と規制庁とが再稼働推進のために実施したもので、全く信用できない
- 4 規制委が策定した「原子力防災指針」に基づく防災計画・防災訓練を審査対象とせず、特に避難計画・避難訓練が全く実効性が無いまま再稼働を認めようとしており、国際原子力推進機関 IAEA でさえ要求する深層防護第5層を満たしていない
- 5 地元や周辺自治体の住民の理解を得ずに再稼働を認めている
- 6 福島第一原発事故の影響を過小評価して再稼働を推進している

## II パブコメ提出の提案

以上の観点から、田中委員長をはじめとする委員の辞任と規制委の解散をこそ私たちは要求したいですし、個々の原発の審査へのパブリックコメントを書くのも馬鹿らしい気がします。

しかしながら、今回募集中の「九州電力株式会社川内原子力発電所1号及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について」は、見過ごすことができません。なぜなら、①稼働しながらの異常な設置変更許可審査に対するパブコメであり、②イチエフ教訓の免震重要棟を九電が約束破りして再稼働後に止めると変更しており、③他電力会社も免震重要棟建築を逃れて再稼働ようとしている、からです。先の玄海のパブコメが4000通を超えたことを規制庁担当も気にしていました。

年末でお忙しいと存じますが、今年最後の規制委抗議行動をパブコメで表現してください。なお、規制委は、審査書に対する科学的・技術的意見に限定し、御意見の対象を該当箇所がわかるように、ページ番号、章番号及び条番号（例：13ページ III-1.1）を明記することを要求しています。

なお、時間の関係で、今回は緊急時対策所（免震重要棟）に限定して意見を書きました。ご了解願います。以下に、パブコメ意見例とパブコメ募集要項を添えました。これらを参考に、面倒であれば、下記意見例のタイトル部分のみ（あるいは全部）をコピーして提出してください。

＜パブコメ意見例＞（２０００文字以内、但し分割して出すことも可能）

「九州電力株式会社川内原子力発電所１号及び２号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」は不当である

### １ 稼働中の設置変更許可審査は「審査・検査の流れ」違反（２～３ページ）

今回の審査は、稼働中である２０１６年３月に設置変更許可の審査を開始、同年１２月に合格とした。これは明らかに手順が間違っている。したがって今回の審査は全て無効である。

原子力規制委員会のＨＰに掲げられた「新規制基準適合性に係る審査・検査の流れ」図には、起動前に実施するべきことととして、設置（変更）許可審査、工事計画審査、保安規定審査の３段階の審査があげられ、これらの許可・認可の後に検査（保安検査、施設検査）として使用前検査をし、その合格後に初めて起動が認められている。

九州電力が今回の設置変更許可の申請を出した時点で、規制委は直ちに川内原発を止めるべきであった。

### ２ 再稼働前の審査に違反（２～３ページ）

２０１５年９月の設置変更許可認可の審査書の中に「緊急時対策所（免震重要棟内）」があちこちに記述されているように、再稼働前の審査では緊急時対策所が免震重要棟内に造られることを認可の前提としていた。その証拠に、２０１６年３月に免震重要棟が立ち上がる予定であった、と規制庁ＰＷＲ担当が述べた。

しかしながら九州電力は免震重要棟の建設には着工もしていなかった。規制委はそれを知りながら、２０１５年８月の１号機再稼働、１０月の２号機再稼働を黙認した。原子力規制委員会が規制の役割を果たさず再稼働推進委員会であることの証明だ。もう一度、川内１・２号機を止めてから、設置変更許可から審査をやり直すべきだ。

### ３ 免震棟なしでは緊急時の対策ができない（２４ページ～４５ページ）

「緊急時対策所の変更」は認められない。以下にその理由を述べる。

#### （１）東電福島第一原発（以下イチエフ）事故では免震棟無しで緊急時対策ができなかった

東電吉田所長以下の免震重要棟内での収束作業ができなければイチエフ事故はもっと厳しくなり、本州に誰も住めなくなっただけかも知れない。次からもそのことは明らかだ。

○事故時に近藤駿介原子力委員会委員長が最も心配したのは福島第１原発の重要免震棟が使用不能になってしまうことだった。

○当時の清水東電社長が国会事故調で「今回の私どもの一つの教訓だと思いますが、免震重要棟、発電所の緊急対策室、…、あれがなかったらと思いますと、ゾッとする…」と証言している。

○福島第一原発事故の「国会事故調査報告書」には次の記述がある。

被災当時、これらの発電所内に「免震重要棟」と呼ばれる緊急時対策施設が既にあったことは、…、原子炉事故を回避するための対応を完遂できた背景として大きな意味を持つと考えられる。

#### （２）電力会社の安全軽視を認めるな

審査書には「緊急時対策所（免震重要棟内）に使用する免震装置の設計の成立性に現段階では見通しを得ることができないため…耐震構造の緊急時対策所（緊急時対策棟内）に変更」、「免震重要棟…を採用することが困難」、「新たな免震装置の設置には長期間を要する」、「耐震…であれば免震構造と比べて２年程度早い運用開始が可能」などなどの九州電力の言い訳を引用して、耐震で良しとしている。これは本末転倒である。免震棟ができる前に稼働を許したのもおかしいが、２年余分にかかるからと言って、イチエフ事故の教訓を無視して耐震で良しとする規制委の姿勢は、イチエフ事故を許した原子力安全・保安院の姿勢以下である。

#### （３）イチエフ程度の免震重要棟を造らせるべき

イチエフの免震重要棟が（放射能防護が不十分だったとしても）どれくらいの地震に耐えられる強度を持っていたのか九州電力は明らかにしていない。イチエフ程度の免震機能に放射能防護の機能を加える、その程度の免震重要棟を設置させるべきではないか。少なくとも、イチエフ免震重要棟と九電提案の耐震緊急時対策所とを比較してもらいたい。

#### （４）性能要求を本当に満たしているのか

規制委は緊急時対策所について性能要求を認めているから良しと話しているが、甘きに過ぎ合理性を欠く「新規制基準」が緊急時対策所に要求する性能（原子炉制御室以外の場所、要員収容、情報把握、通信連絡など）を満たし、重大事故発生時に当該重大事故等に対処するための適切

な措置が講じられるようになっていることは、確認できない。

#### 4 安全文化の欠如（全般）

田中委員長は、電力会社の安全文化の向上を唱えているが、原子力規制委員会にこそ安全文化が欠如している。免震重要棟対応ばかりでなく、避難計画に実効性無し、熊本大地震でも川内止めず、司法の稼働差止決定を無視、「新規制基準」批判を無視、40年ルールをないがしろ、アンダーコントロールの嘘などがこのことを示している。

以上

<パブコメ意見例 終り>

#### 【パブコメ募集案内】

以下は、規制委の次のサイトに掲げられている【パブコメ募集案内】です。

○九州電力株式会社川内原子力発電所1号及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について

[http://www.nsr.go.jp/procedure/public\\_comment/20161201\\_01.html](http://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/20161201_01.html)

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198282012&Mode=0>

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198282012&Mode=0>

(2) 郵送・FAXで意見を提出する場合

#### 【意見送付の宛先】

住所：〒106-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 安全規制管理官（PWR担当）宛て

FAX：03-5114-2179

(3) 意見提出期間

2016年12月01日（木）から12月30日（金）まで

(4) 問合せ先

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

安全規制管理官 市村

担当：西崎、片野、杉立

電話（直通）：03-5114-2113、電話（代表）：03-3581-3352

(5) 意見募集要項

添付ファイル

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000151152>

(6) FAXによる提出用紙

添付ファイル

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000151155>

（お問合せ）

再稼働阻止全国ネットワーク 事務局

TEL 070-6650-5549 FAX 03-3238-0797（たんぼぼ舎気付）

以上